

令和6年度 福岡市こども・子育て審議会
第3回専門委員会④

会 議 録

日時 令和6年8月1日（木） 10時00分

場所 TKP エルガーラホール 多目的ホール

令和6年度 福岡市こども・子育て審議会 第3回専門委員会④

〔令和6年7月30日（火）〕

開 会

開会

（事務局）

定刻となりましたので、始めさせていただきます。

本日は大変お忙しい中、ご出席をいただき、誠にありがとうございます。ただいまより、令和6年度 福岡市こども・子育て審議会 第3回専門委員会を開催させていただきます。

私は事務局を担当いたします、福岡市こども未来局こども政策課長でございます。よろしくお願いいたします。着座にて進行させていただきます。

本専門委員会につきましては、福岡市こども・子育て審議会条例第6条第3項の規定により、委員の2分の1以上の出席が必要となっております。本日は、委員5名全員にご出席いただいておりますので、本日の会議が成立しますことをご報告いたします。

また、本日の会議は、福岡市情報公開条例に基づき、公開にて開催いたします。

まず、開会に先立ちまして、お手元の配布資料のご確認をお願いいたします。

会議次第、委員名簿、会場の座席図をお配りしております。また、議題に関連する資料として、資料1「第6次福岡市子ども総合計画の策定について（現計画における主な取組みや課題、施策強化の方向性等）」、資料2「第6次福岡市子ども総合計画の策定について（素案）」、参考資料1「第2回専門委員会④における主な意見」をお配りしております。また、第5次福岡市子ども総合計画の冊子、第1回、第2回専門委員会の資料をお手元にご用意しておりますので、必要に応じてご参照ください。

資料は以上でございますが、皆様お揃いでしょうか。ありがとうございます。

それでは、福岡市こども・子育て審議会条例第6条第1項の規定に基づきまして、ここからの会議の進行は、会長をお願いいたします。

議題

（会長）

おはようございます。暑い中、朝早くからお越しいただきありがとうございます。

議事に入らせていただきます。着座にて失礼いたします。次第を見ていただきますと、1つ議題がございまして、第6次福岡市子ども総合計画素案についてということで、こちらについて審議させていただきます。

限られた時間で多くの皆様にご発言いただきたいと思いますので、ご質問やご意見はできる限り簡潔にご発言いただき、事務局からの説明につきましても、分かりやすく簡潔をお願いいたします。

それでは、議題に関する説明を事務局よりお願いいたします。

（事務局）

こども政策課長でございます。

お手元の資料1をお願いいたします。第6次福岡市子ども総合計画につきまして、これまで分野別に4つの専門委員会を設置し、現計画期間中の主な取組みや現状と主な課題、施策強化の方向性について、ご審議をいただいております。

資料1は、これまでの総括として、各専門委員会においてご審議いただいた内容の要旨を、現計画の3つの基本目標に沿って整理するとともに、社会情勢の変化や国の動きとして、一番下の枠囲みに、「少子化の進展」と「子どもの権利の尊重」の2つを特筆し、整理しております。既にご審議いただいた内容のまとめでございますが、こちらの内容を踏まえ、素案を作成しておりますので、説明は省略させていただきますが、他の専門委員会でご審議いただいた内容も記載しておりますので、よろしければご参照ください。

続きまして、お手元の資料2をお願いいたします。第6次子ども総合計画の素案につきまして、現在の検討内容をお示ししております。まず、左上の基本理念でございますが、福岡市では、平成12年、西暦2000年に最初の子ども総合計画を策定して以降、一貫して「子どもが夢を描けるまち」をめざすことを基本理念に掲げ、取組みを進めてまいりました。第6次計画においても、「すべての子どもが夢を描けるまちをめざして」という基本理念は踏襲したうえで、子ども一人ひとりが未来を創るかけがえのない存在として、それぞれの権利や多様性が尊重され、将来に夢を描きながら、様々なことにチャレンジし、自分らしく健やかに成長できるまちを目指してまいりたいと考えております。また、誰もが安心して子どもを生み育てられるよう、社会全体ですべての子どもと子育て家庭を支えるとともに、すべての子どものウェルビーイングの実現をめざして参りたいと考えており、これまでの専門委員会でのご審議を踏まえ、基本理念の説明の中に、子どもの権利や多様性、子どものウェルビーイングといったキーワードを新たに追加しております。

次に、施策を推進する上での「基本的視点」でございますが、社会情勢の変化や現状と主な課題などを踏まえ、必要な見直しを行いたいと考えております。

視点1「すべての子どもの権利の尊重」につきましては、現計画に引き続き、子どもを権利の主体として認識し、その権利を保障し、多様な人格や個性を尊重しながら、一人ひとりの最善の利益を図りたいと考えており、これまでのご審議を踏まえ、権利の主体といったキーワードを説明に加えております。

視点2「すべての子ども・子育て家庭の支援」につきましても、現計画に引き続き、すべての子ども・若者・子育て家庭を対象に、それぞれの状況やライフステージに応じて、切れ目なく、きめ細かに支援してまいりたいと考えており、これまでのご審議を踏まえ、切れ目のない支援に加え、それぞれの状況に応じて、きめ細かに支援することを説明に加えております。

視点3「一人ひとりの視点に立った支援」につきましては、今回、新たに追加したいと考えている視点でございます。これまでのご審議や、こども基本法に基づき策定された国の「こども大綱」において、「こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく」ことが基本的方針の1つに掲げられていることなどを踏まえ、子ども・若者、保護者の視点に立ち、その意見を聴きながら、施策を構築・実施してまいりたいと考えております。

視点4「必要な人へ確実に届く支援」につきましては、現計画の視点の1つでございます「支援

へのアクセス向上」を発展させたものでございます。こちら、これまでのご審議を踏まえ、支援が届きにくい状況にある子ども等を含め、様々な状況にあるすべての子ども・若者、子育て家庭へ必要な支援を確実に届けられるよう、プッシュ型・アウトリーチ型の支援を実施してまいりたいと考えております。

最後に、視点5「社会全体での支援」につきましては、現計画の視点4「地域や市民との共働」と視点5「社会全体での支援」を統合いたしまして、市民や事業者、地域、学校など、あらゆる主体と連携し、それぞれの役割を果たしながら、社会全体で子ども・若者、子育て家庭を支援できるよう、取り組んでまいります。

以上が「基本的視点」でございまして、次に「施策体系」についてご説明いたします。まず、資料の左下で全体像をご説明した後、専門委員会④に関連する施策について、資料の右側でご説明いたします。

まず、全体像につきまして、現計画では、3つの基本目標に沿って、様々な施策を推進してまいりましたが、前回の専門委員会において、施策体系の見直しの方向性としてお示しのとおり、第6次計画では、こども基本法の施行や少子化の進展など、社会環境の大きな変化を踏まえ、社会全体で子どもを育む新たな目標を掲げることとし、目標1に「子ども・子育て家庭にやさしいまちづくり」を掲げたいと考えております。こちらは、全年齢を対象に、社会全体で取り組む施策として、「子どもの権利の尊重と意見表明支援」、「社会全体で子育てを応援する環境づくり」を推進してまいりたいと考えております。

次に、目標2「安心して生み育てられる環境づくり」につきましては、現計画の目標1をベースとしております。前回の専門委員会でご説明のとおり、これまでのご審議を踏まえ、対象を主に妊娠前から乳幼児期に拡大したうえで、「プレコンセプションケアの推進と親子の心と体の健康づくり」「幼児教育・保育の充実と多様なニーズへの対応」「相談支援体制と情報提供の充実」を推進してまいりたいと考えております。

次に、目標3「子ども・若者が自分らしく健やかに成長できる環境づくり」につきましては、現計画の目標2をベースとしております。主に学童期から青年期を対象とした施策として、「子どもの学び・体験機会の提供」、「子ども・若者が安心して過ごせる場づくり」「悩みや問題を抱える子ども・若者の支援」を推進してまいりたいと考えております。

最後に、目標4「一人ひとりの状況に応じてきめ細かに支援する環境づくり」につきましては、現計画の目標3をベースとしております。全年齢を対象とした施策として、「障がいのある子どもや発達が気になる子どもの支援」「児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実」「ひとり親家庭など様々な環境で育つ子どもの支援」「子どもの貧困対策」を推進してまいりたいと考えております。

以上、4つの目標と、12の施策を掲げ、子ども施策を総合的・計画的に推進してまいります。

次に、専門委員会④に関連する施策につきまして、資料の右側で、現在の検討内容をご説明いたします。

まず、目標1の施策1「子どもの権利の尊重と子どもの意見表明支援」でございます。現状と課題として、こども基本法において、子どもの権利の尊重や子どもの意見表明など、同法の基本理念にのっとり、子ども施策を策定・実施することが求められていること、また、市の意識調査

では、「自分の意見が大切にされていないように感じることもある」と答えた中高生の割合が2割超となっていることを挙げております。

それを踏まえ、社会全体で子どもの権利を尊重し、子どもの意見を大切にしよう普及啓発を行うこと、子どもアドボカシーを推進するとともに、子ども施策の策定・実施に子どもの意見を反映する取組みを進めることを施策の方向性として掲げ、推進してまいりたいと考えております。

次に、施策2「社会全体で子育てを応援する環境づくり」でございます。現状と課題として、少子化の進展を挙げており、その背景として、価値観の多様化や子育てにかかる負担、将来への不安、家事・育児が女性に偏っている状況、子育てしづらい社会環境などが複雑に絡み合っていることを挙げております。

それを踏まえ、子どもを持つことを前向きに考えられる社会の実現に向けた機運の醸成や、仕事と子育ての両立に向けた環境づくり、子育てにかかる経済的負担の軽減や、公共交通のバリアフリー化など、子育てを支援するまちづくり、通学路の安全確保や地域の防犯対策など子どもの安全を守る取組みを施策の方向性として掲げ、推進してまいりたいと考えております。

次に、目標2の施策3「プレコンセプションケアの推進と親子の心と体の健康づくり」でございます。現状と課題として、少子化の背景の1つに晩産化があり、市の調査でも年齢的な理由で理想とする子どもの数を諦める声があることや、不妊に悩む人などから早期に妊娠・出産の知識を得たかったという声があること、また、産後ケアの利用者数が急増し、受け皿が不足していることを挙げております。

それを踏まえ、男女ともに早期から妊娠・出産・育児を考える機会の充実を図るプレコンセプションケアの推進や、不妊・不育に対する相談支援、産後ケアなどの支援を必要とする人が、必要ときに受けられる体制づくりを含む、産前産後の支援、妊産婦・乳幼児への健診や未熟児等の医療費の助成など、健康づくりと小児医療の推進を施策の方向性として掲げ、推進してまいりたいと考えております。

次に、施策5「相談支援体制と情報提供の充実」でございます。現状と課題として、子育てに不安や負担を感じる人が増加しており、しつけや食事、発育・発達など様々な悩みを抱えていること、市がどのような支援を行っているか分かりづらいという声もあることを挙げております。

それを踏まえ、子育ての不安や悩みの早期解消に向けた、身近な相談窓口や交流・学びの場の提供、保護者のニーズを踏まえた情報提供や、プッシュ型の情報発信など、情報提供の充実を施策の方向性として掲げ、推進してまいりたいと考えております。説明は以上でございます。

(会長)

はい、ご説明ありがとうございました。

では、皆様方からのご意見をいただきたいところですが、まず第1回、第2回専門委員会をご欠席されておりました松本委員から、これまで議題についてご意見があればお願いします。

(委員)

毎回欠席で、本当に大変申し訳ございません。お時間をいただいて、第1回、第2回の専門委員会の議論とも重なるかもしれませんが、少し意見も述べさせていただきます。

「子どもの権利の尊重」があるということは非常に重要なことだと考えております。なかなか声を上げられない方々がいらっしゃるという現実と実際に苦しい思いをしている子どもたちを手助けする仕組みが大変重要だと思いますし、施策の方向性に「子どもアドボカシーの推進」と明確に入れていただいているので、素晴らしいと思います。

施策1、2及び3に関係すると思いますが、意識啓発は確かに大事なことではあるのですが、非常に時間がかかるため、直接的に自分たちが実感できるような施策を打ち出すことが重要なのではないかと考えております。

また、出産・育児に関しましては、金銭的な面が非常に課題として挙げられると思います。第2回専門委員会の皆様方のご意見とも重なりますが、例えばリスクリングの支援ですとか、以前はM字カーブとっていたものは、ほぼ台形になってかなり解消していますが、それでも女性の生涯賃金は男性の8割程度で、子育てから復帰したときに正職員に就けない、管理職になれないといったことが理由にあります。その結果、女性が育児をためらうという悪循環に陥っていると思いますが、一方で2人目、3人目を生みたいという希望を持っている人もいますので、そこを直接的に支える仕組みとして、例えば、一度退職してもリスクリングができるような企業と連携した取組みですとか、特に福岡市は情報通信産業が多くて、情報通信産業は在宅ワークと非常に馴染みが深いので、在宅ワークしながらでも高いスキルを持った方々は、男性も含めてしっかり働き続けられる仕組みができれば良いと思いますし、現在、非常に人手不足でございますので、人手不足対策にもつながるのではないかと考えております。

(会長)

はい、ありがとうございます。

福岡商工会議所専務理事を務めておられますが、具体的にはどういったことをされているのか、教えていただけますか。

(委員)

まず、福岡商工会議所のご紹介をさせていただきますと、商工会議所は商工会議所法に基づいた会員団体の組織として、新紙幣で話題の渋沢栄一が東京で設立して、それから全国に広まったという成り立ちでございます。

現在、会員が約2万社おまして、会員サービスはもちろん、県内事業者、特に中小企業に対する経営相談等を無料で受け付けております。今はかなり価格転換が問題になっておまして、取引適正化の窓口を作ったり、融資のお手伝いをしたり、コロナ下ではコロナ補助金のつなぎをしたり、そういった国・県・市の補助金のお手伝いをしているという団体でございます。

専務理事でございますので、それを統括する立場にあるということでございます。

ちなみに、どんたくも商工会議所が市と一緒にやっております。

(会長)

ありがとうございます。連合福岡・福岡地域協議会は、割と大企業との関わりが多いと思いますが、どれぐらいの数になりますか。

(委員)

企業の数は把握していません。すみません。

(会長)

はい、ありがとうございました。

(委員)

中小企業も入っていますので、1番大きな労働組合かと。取引適正化等では連合福岡・福岡地域協議会と商工会議所が非常に連携しています。

(会長)

ありがとうございました。スターターとしてお話いただきました。

では、事務局からご説明のあった特に資料2の素案について、いろいろな観点からご意見を賜うことができればありがたいと思います。いかがでしょうか、副会長。

(副会長)

いくつかありますが、まず、少し大きいところから。この専門委員会だけの話ではありませんが、率直に言うと基本理念の「すべての子どもが夢を描けるまちをめざして」が、中身のトーンと随分合っていないと感じました。

権利の尊重が基本的視点や施策のトップに掲げられていて、非常に重視されているということは大変評価できると思いますが、子どもの権利を扱うということは、多数に馴染めない子どもや少数だけ重たい課題を抱えている子ども、あるいは子育てに悩んでいる方々をどうサポートしていくかが非常に重要になるわけですが、恐らく全体から見ると少数だけれども非常に深い悩みを持っている人にとって、夢を描けるということを目標にどんと掲げられても、「夢を持たなきゃダメなんだ」といった受け止めになることは目に見えているだろうと思います。

その下の説明文にはあまり違和感はありませんが、権利を尊重するというのであれば、「権利を尊重する」とか、「自分らしく」とか、「ありのままにいられる」といった内容が基本理念として打ち出される方が、全体としてのバランスが良いのではないかと思います。

夢を描けるまちをめざしてと言われたとき、多数の子どもたちにとっては、「そうなんだ」という受け止めで、そんなに引っかけられないと思いますが、そこになかなか乗れない子どもにとっては非常に苦しい理念だと思います。

あまり後ろ向きな基本理念というのも、かといって、あまり前に引っ張りすぎても子どもの権利というところと離れてきますので、この表現については総会でも議論が必要だと思います。

個人的には、「ありのまま」とか、「自分らしく」というところを基本理念に置いた方が、すべての子どもをきちんと包摂的に説明できるという意味で良いのではと思っていますが、皆さんのご意見あるところと思いますので、いずれにしても議論をもう少し詰めてやっていく必要があるかと思いました。

(会長)

はい、ありがとうございます。

他の専門委員会では基本理念について意見等ございましたでしょうか。

(事務局)

こども政策課長でございます。

他の専門委員会では基本理念についてのご意見は特にございません。

(会長)

はい、ありがとうございます。

理念を掲げて、そこから演繹的に様々なプログラムを構成するやり方をヨーロッパ型と言いますが、理念は基本的に変えません。例えば「健康」とは何かということも理念ですけど、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態であるみたいなことは60年以上変えていません。理念は、一度立てたら、やはりイデアなので、そこは慎重にする必要があると思いますが、この理念はどれだけの歴史があるのか教えていただければと思います。

(事務局)

先ほどご説明のとおり、平成12年、西暦2000年に最初の子ども総合計画を策定した際の基本理念から、20年超基本的には踏襲をしております。

(会長)

はい、ありがとうございます。副会長がおっしゃっていたように、市民と共有していただく理念なので、後ろ向きよりは前向きなものであった方が良いでしょうと思いますが、萎縮しちゃう子どもがいては良くないということが、重要なご指摘だと思います。ただ、理念はそうそう変えるものではないと私は考えていますし、場合によっては、総会でご発言いただいても良いのではないかと思います。ありがとうございました。

基本理念に関してほかにありますか。

(事務局)

ご意見ありがとうございました。おっしゃっていただいたように、声を上げにくい子どもや悩みを抱えている子どもを救うという観点からも、子どもの権利は重視していきたいと思っておりますけれども、それ以外の大多数の子どもたちにとっても、子どもの権利がベースとしてあった上で、

意見表明をしっかりといただくような状況も一人ひとりに保障された上で、先々の大きな目標として、すべての子どもが夢を描けるまちをめざすということがあると思います、第5次までの基本理念を踏襲したいと考えております。

とはいえ、夢を描くということまで至らないような子どもたちもいらっしゃる現実や、夢を描く前段として、子ども一人ひとりが今の状況よりも、一歩でも二歩でも良くなるというような思いを込めたいということもございまして、今回説明の中に「子どものウェルビーイングの実現」といった言葉も追加させていただきたいと考えておりますので、そういったニュアンスをもう少し丁寧にご説明することも検討させていただきたいと思いました。以上です。

(会長)

ありがとうございます。冒頭の委員の意見にもありましたけど、声を上げられない人、子ども、家庭を含め、どの視点レベルでどう書くのか、施策体系でどう書くのか、具体的な施策にどう落とし込むのかというところで、実際1番重要なのは市民との接点の施策だと思いますので、そこまでの理路がある程度説明できるようになると良いのではないかと思います。

(副会長)

子どもの権利は、今を保障しようという発想なので、基本的に将来のためにどうしようという話とあまり相性が良なくて、将来どうするかって話が滑り込むと、どうしても大人視点に切り替わってってしまうというところもあって、とはいえ市の計画や市の施策なので、ある程度市としてこうするんだという意味合いがあること自体がダメというわけではないんですが、会長がおっしゃるように、つなぎの説明が非常に重要になってくるかと思えます。

(会長)

ありがとうございます。とても感動したというか、確かにこの基本理念は今から先のというところのパスを含むもので、ただ権利というのは今の保障を含むということで、その相性が良くないというご指摘ですけれども、その相性が良くないながらも、やはり今と未来というのをつなぐような説明をあと一工夫ぐらいしていただくと良いのではないかと思います。ありがとうございます。

その他、ございますでしょうか。よろしいですか。

(副会長)

施策1の「子どもの権利の尊重と意見表明支援」について、いくつか申し上げたいと思います。まず、施策の1番目に持ってきていることは大変嬉しく、歓迎したいと思いますが、松本委員が最初におっしゃったように、具体性が見えてこないというところが大変もったいないと思っていました。3点、要望として整理をしました。

1点目は、「①子どもの権利の尊重に向けた啓発」について、啓発の浸透具合を評価できる指標を持っておく必要があると思います。第5次計画でも施策の中身としては比較的近いものが示され

ておりますが、この5年で若者や子育て世代に、権利の浸透、あるいは実感が広がっているかという疑問に思うところはあります。

市調査でも、中高生の2割程度が自分を大切にされていないと感じることがあるという結果が出ていましたが、私が所属している子どもアドボカシーセンター福岡でも、市内の小中学生約1,100人を対象に直近だと前年度に意識調査をやっていて、大半は5年生以上の子どもですが、似たようなデータが出ています。「家庭で自分の考えを自由に言えていると思いますか」という質問に対しては、「あまりできていない」と「まったくできていない」を合わせると10.4パーセントという結果で、学校ではどうかと聞くと、それが18.3パーセントくらいに上がっています。なので、1割、2割くらいの子どものみが家庭ないし学校で自分の考えを自由に言えていないということが言える。逆に言えば8割、9割言えているということであるんですけど、1割、2割言えていないというのは、なかなか無視できない数字にはなってきていると思います。

また、自分の意見が大切にされていますかという聞き方をすると、9割くらいは大切にされていると答えています。子どもの権利は大人と比べ、ある程度制限されても仕方がないかという質問に対しては、56パーセントくらいがそうだと回答しています。子どもの権利というものは、もともと持っている基本的人権と同じ扱いなので、それを得ることについて義務や責任は問われないということが前提になっていますが、権利は義務や責任を果たしてこそ認められると思うかという質問に対して「とてもそう思う」や「ややそう思う」を合わせると67パーセントにも及んでいる。意見は大切にされているという感じはありつつも、そもそも権利という考え方が浸透していないということが分かってきています。感じ方も大事ですし、どういう理解が浸透しているのか、数値としてモニタリングしていく必要があるということが1点目で、これは啓発の中身の話です。

2点目は、権利の尊重に向けた啓発とかアドボカシーの推進において、取りこぼしがないように施策を進めてほしいということです。例えば、子どもアドボカシーの推進でいうと、現在、制度化されているのは社会的養護の分野だけです。親と離れ、施設や里親家庭で暮らしている子どもの分野では、意見表明等支援員とって、研修を受けた人が現場で話を聴いて、意見表明したいという子どもがいれば、お手伝いをするという事業が進んでいますけれど、福岡市内で施設や里親家庭で暮らしている子どもは300人に満たないぐらいの数しかないと、非常に重要な制度ではありますが、子ども全体の数からすると、まだまだほど遠いところがあります。

啓発もアドボカシーの推進も、今、狭い分野で進んでいるものを幅広い分野に広げていく、或いは学校体系や特定のカテゴリーの子どもに広げていくとか、そういう広がりを持った施策を、もっと意識していく必要があるだろうと思います。

3点目は、権利を推進していくことは掲載されていますが、権利侵害が起きているときの救済の仕組みが掲載されていないことが気になっています。他の自治体では、子どもの権利条例を持っているところだと、救済員が置かれて、全般的な子ども権利侵害の相談が寄せられて、勧告が出てといったシステムがあるわけですけど、福岡市の場合はそういった条例を持っていないので、包括的な仕組みがないといけません。

児童福祉分野で言えば審議会があって、一定の分野限定のものではありますが、その権利を推進して、子どもからしても権利があるのは分かったと、でもそれを使いこなせなかったり、侵害された

りしたときにどうすれば良いんですかということの答えが、この計画の中にも見えてこないというところがありますので、そこについて何か方向性が打ち出せれば良いのではないかと思います。少し長くなりましたが、以上です。

(会長)

はい、ありがとうございました。今のご意見について、ご質問などございますか。

私は権利と人権は違うと考えていて、子どもの人権という言い方をしないのは、子どもも人だから人権の一言で済むということで、子どもの権利と言うからには、いわゆるヒューマンライツではないものを具体的にイメージしていった方が良いんじゃないかとも思っております。

恐らく学問的に言っても、なんで人には人権があるのかについては決着がついていなくて、「あるからあるんだ」というところでスタートせざるを得ないか、若しくは、「天からの授かりものだ」ということでスタートしているかですけれど、我が国にはそういうバックグラウンドがないので、基本的には法令等書かれた権利というものの擁護を推進していくということになるかと思いますが、確かに先ほど副会長がおっしゃったように、故に条例というものがあるかないかということが非常にポイントになるという論点もあるのではないかと思います。以上です。

そのほかありますでしょうか。

(委員)

いわゆるこどもまんなか社会ということをおっしゃっているのだらうと思うのですが、子どもに関する政策を我が国の社会のまんなかに据えて、子どもの視点で子どもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子どもの権利を保障し、子どもを唯一、誰一人残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするという言葉になりますけれども、何と質問して良いものか難しいところでございます。

ただ、一生懸命取り組んでおられることは間違いないし、今年6月の子ども・子育て支援法の改正により、児童手当について高校生世代までの支給期間とするとか、所得制限の撤廃とか、第3子以降は月額3万円とするといった強化がされておりますし、こども誰でも通園制度を2026年度から全国で開始するということになっておりますし、ここ数年でだいぶ変わってくると思います。

様々な悩みを抱えている方がたくさんいらっしゃいますので、福岡市も一生懸命施策の提案をされているのだらうと思いますが、私も勉強不足でどう質問したら良いのか分かりにくいところがございますので、また先生方のお話をお聞きしたいと思っております。以上でございます。

(会長)

ありがとうございます。

(委員)

確かに先ほど副会長がおっしゃっていた指標についてですが、次期計画の指標については、今年度後期に検討するということでしょうか。

(事務局)

ご指摘のとおり、施策を掲げて推進していく上で、適切な指標を掲げ進捗管理をしていくことは大変重要であると思っておりますので、第6次計画においても適切な指標を掲げて、適切なタイミングで皆様にもご説明したいと考えております。以上でございます。

(委員)

ありがとうございます。副会長がおっしゃっていた指標の考え方についてですが、恐らく全国的に自尊感情に関連した意識調査がよく実施されていると思いますが、それに加えて、今回の計画は子どもたちの意見を聴くことが非常に重要なポイントだと思うので、誰にも言えないとか、眠れていないとか、実際に子どもたちは、どこに悩みがあるのかとか、どんな課題を抱えているのかといった子どもの本当の気持ちを計画期間の途中でも探れる方法があったら良いのではないかと思います。

(会長)

ありがとうございます。指標や指標を補強するようなデータは、計画期間の途中でも柔軟に確認していただくことができればというご意見だと思いますが、いかがでしょうか。

(事務局)

ありがとうございます。当事者の意見を聴くことが求められていることはもちろん承知しております。前回の専門委員会でも、子ども総合計画の策定にあたって、子どもや若者、保護者を対象としたワークショップを実施し、いただいた様々なご意見について共有させていただいたところで

す。計画の実施にあたりまして、当事者の実際の声を聴きながら、必要な見直しなども検討しながら施策を推進していくことが重要と思っております。

施策の柱が決まらないと、適切な指標は決められないものですから、今回は先に施策をお示ししておりますけれども、計画期間中の子どもたちの生の声、意見を聴くような取組みについては、具体的な指標をどういう場で聴けるのかということも含めて、今後、関係部局と協議してまいりたいと考えております。以上でございます。

(会長)

ありがとうございます。イベントをやったときに来てくれた子どもだけだと、それはその人たちの意見であって、100人いたら100人の子どもたちのそれぞれの個別の意見や主張からある程度施策レベルに抽象度を上げなくてははいけないし、そもそもその100人が福岡市の子どもを代表しているのかという議論も必要です。アンテナを高くして、市役所の関連の出先や区役所、窓口、NPOなども含めた様々なところから、どういう子どもたちの声があるのか、それをもとにイベント等で子どもの意見が肌感覚で分かる環境でも聴くといった方法でしょうか。大きなまちでは、なかなか難しいところですね。ありがとうございます。

委員お願いします。

(委員)

すみません、私も勉強不足で何とコメントをして良いか、なかなか悩ましいところではあります。私が唯一関わるところというと、政策2の「社会全体で子育てを応援する環境づくり」の「②仕事と子育ての両立に向けた環境づくり」についてですが、当然、企業側の理解や協力も大切になってくると思いますが、まだ方向性ということで具体的にはこれから検討がなされてくると思いますけれども、その中でこんな取組みをしていきたいといったことがあれば、お聞かせいただきたいです。

(会長)

はい、ありがとうございます。言うが易しということだと思うので、大体どういった手立てを行政として打つみたいイメージがあれば。

(事務局)

こども政策課長でございます。企業としっかり連携して取り組む必要があると認識しております。現在は、市から普及啓発や働きかけを行うとともに、仕事と子育ての両立に向けた取組みをされている企業をホームページで紹介するなどしております。今後はそういった取組みをより充実していきながら、具体的な取組みとして新しくどういったことができるのかということについて、企業の皆様にご相談させていただきながら検討ができればと考えております。以上でございます。

(会長)

随分変わってきてはいるところではあるとは思いますが、なかなか今後の激しいグローバルな企業間競争を生き抜いていくレベルのところも多いでしょうから、その辺りも含めてどうなるのかということ。私はアメリカに何年かいて、欧米では仕事と子育てを両立できる働き方をしてる企業ほど優秀な人材が集まって勝ち抜いていけるといった伝説がありますが、実はそれはあくまで表の顔で、本当にワーカーホリックが今でも会社を支えているような一流企業もたくさんあって、なかなか難しいところだと思います。

中小企業においてはどんな感じでしょうか。

(委員)

男性の育休取得が最近だいぶ増加していると言いますが、やはりまだまだで、女性は育休で1年、2年休みますが、男性の場合は1週間、2週間しか休まず、それでも育休取得が増加しているということになっている。そこは一步一步かなと思いますし、市だけで解決できる課題ではないと考えております。

また、大企業であれば休む人の代替職員を雇えるため安心して休めますが、中小企業は代替職員が雇えないため、休んだ人の分の仕事は残された人で対応することとなり、中小企業の8割は20

人以下の小規模事業者ですので、その中で1人休まれると大変で周りに気を使ってなかなか休めないという現実があります。それを社会でどう解決していくかということは、すごく難しいというか、国も支援制度を打ち出しているらしいので、そこを中小企業がどう活用していくかについては、いろいろと議論すべきところだと思っています。

(会長)

ありがとうございます。学校現場でいうと、先生が年度途中でお休みしたりすると、ある程度の補填みたいところが行われるのでしょうかね。ただ、実際に来てくれる人材が見つかるかということ、なかなか難しい面もあって、企業でも補填的なことができるようになったとしても、実際に人を探せてフィットできるかということ難しい話になって、政府含めて結構上のレベルで、音頭を取ってもらえないかとは思っています。

そのほかご意見がありましたら。

(副会長)

先ほど子どもの意見をどう聴くかという件が話題に上っていたと思いますが、施策1の方向性に「子ども施策の策定・実施に子どもの意見を反映する取組みを進める」とありまして、ここも非常に重要なところかと思っています。

子どもの意見を政策に反映させるには様々な方法があって、アンケートを取ることもありますが、アンケートだと回収率の問題や、悩んでいたりする子ほど、なかなか声を上げにくいということがある。そうすると、ワークショップで個別に詳しく聴くとか、そういった子どもの声を直接聴いている支援者や先生、市の窓口の職員、民間団体の方から重層的に意見を聴くといった仕組みも、国からもそういった方向も打ち出されているところですので、非常に重要なところだと思います。

もう1つ言うと、意見を反映するということは、子どもからすると意見を聴かれるだけでなく、自分が意思決定に参画するというのも重要なことかと思っています。この専門委員会が設置される際に事務局へ最初に申し上げましたが、委員の一覧を見て最初に子ども・若者がいないと思ひまして、去年から審議会委員に就任させていただきましたが、もしかして自分が一番若いのではないかと思うことがあって、子どもの話をするには当事者性があまりに薄いと思ったことが率直なところです。

こども・若者や子育て家庭の話をしているわけですけど、私はまだ子育てはしているものの、だいたい妻に任せきりの古臭い家庭モデルでやっているの、そういった意味でも子育て世代の当事者の声を直接反映される機会が全体に薄いと思っています。

計画策定後も、見直しや検討が進んでいくわけですので、子ども・若者や子育て世代が参画する機会が確保され、意見を反映するという内容としてきちっと読み込まれることが重要だと思っています。可能であれば少しそのニュアンスが分かるように、子ども・若者の参画度を含めた意見の反映の取組みを進めるといった工夫ができると、より方向性がきちんと打ち出されて良いのではないかと思います。

実際に誰に参画してもらうかということ非常に悩むわけですけど、私も誰かどこかを代表できているかということ必ずしもそうではないかもしれないし、委員として入れれば、市民全体を代表してい

るわけですので、様々な立場の子ども・若者、子育て世帯の方が委員に入る、そのプロセスをつくっていくということも含めて、第6次計画の施策の中で取組みが進んでいって、さらに5年後には、恐らく計画の見直しがあると思うので、そこで審議会などに当事者性がある人が参画し、意見が言える状態ができていくということが求められるのではないかと思います。以上です。

(会長)

はい、ありがとうございます。

幅が広い子ども・若者に参画を得るということだと思いますが、子どもの特徴というのは発達途上にあるというところで、合理的な判断が下せるのかということがポイントになるわけです。それで資格や免許など様々なことが当然に制限されているわけで、脳の発達段階から合理的な判断ができるかどうか非常に重要な話だと思います。

福岡市総合計画審議会には、子ども・若者として、大学生が入っているのではないのでしょうか。

(事務局)

大学生が1名参画されております。

(会長)

大学生ぐらいだと合理的な判断ができるでしょうけど、そこまではいろいろなばらつきがあるのではないかなとも思ひまして、計画策定に向けたワークショップもされていると思いますけど、意見表明などと折り合いをつけるような方策について、どのように考えられていますでしょうか。

(事務局)

こども政策課長でございます。

副会長からおっしゃっていただいたように、今年2月のこども・子育て審議会総会で委員に入っただくことについてご意見をいただきまして、その後、第1回専門委員会において、専門委員会に当事者にご参画いただくかというお話をそれぞれの専門委員会にさせていただきましたが、さきほど会長からおっしゃっていただいたようなご意見もございまして、入っていないという状況でございます。

しかしながら、子ども施策の検討にあたり子どもの意見を反映する取組みを進めることは、我々も大切だと思っておりますし、施策の方向性として掲げ、進めてまいりたいと考えております。ただ、子ども総合計画そのものは基本的に施策の方向性をお示しするもので、さきほどおっしゃっていただいたような条例や権利救済機関などの個別具体の話をごくまで計画に落とし込めるかについては、今後の検討事項と考えております。以上でございます。

(会長)

はい、子ども・若者委員会みたいなものなどをいろいろと複合的に機能させるという方法もあるかもしれませんね。なにかご提案などありますか。

(副会長)

非常に抽象度の高い議論でかつ、いろいろな情報のなかで議論していく場なので、慣れていないと大変なところはあるかなとは思いますが。ただ、少なくとも私は全部の情報を把握できているわけではなく、一定の年齢になるとか、それなりの経験があれば、必ず意見が言えるかということと非常に相対的なところでしょうし、例えば障がい分野で言うと、知的障がいがある方が委員に入ることがごく普通に行われていて、判断能力の視点で委員としての資格がないかということ、そういう話とは違うシステムで当事者参画は考えられているのだらうと思います。

とはいっても、こども・子育て審議会の総会に小学1、2年生の子どもが入っているかということ、イメージが付きにくいわけですが、会長がおっしゃったように、別の委員会組織みたいなものをつくって、そこで代表者が集まって話をするとか、関心度の高い子どもが集まって、意見をきちんと上げていく仕組みだとか、そこの代表者は審議会に入るとか、段階的に考えていくということはあるかと思いました。

どういう形にしても、思い切って一度入れてみると意外と分かるということはあるので、その思い切り、踏ん切りがつけられるタイミングをずっと狙っていくと言いますか、適任者がいないかなとか、こういう手法ならやれるかなといったことを実施していく中で少しずつ広げていくということが参画だと思いますので、私が気づいたときに、ご意見を申し上げようと思いますが、意識を全体で持っていたら良いかと思いました。

(会長)

選挙権が18歳に引き下げられたこともあって、18歳以上であれば、ある程度の意見表明と言えますか、政策に関わることができるかなと思います。政策に関しては、福岡市という巨大都市のかなり大きな額が動いている中で、どう使ってどこに割り振っていくのかというプロセスは、多くの市民の納得が得られる必要もあって、悩ましいところですが、思い切りみたいなところもあって良いかもしれませんし、オーソドックスに段階を踏んでいくということもあるかもしれません。ありがとうございます。

(事務局)

こども政策課長でございます。

ご意見ありがとうございます。検討させていただきますけれども、1つ難しいと思っているのは、さきほどお話ししましたワークショップを開催する中で、子どもの年齢が下がるほど、身近な自然環境といった子ども施策の中にはないような分野への関心が高いという印象も持っております。そういう意味では、会長におっしゃっていただいた総合計画審議会では、豊かな自然環境という内容も含まれますから、意見を言いやすい環境にあると感じますけれども、こども・子育て分野の施策で、どの年齢層でどのような意見を期待できるかについては、今後しっかり検討ができればと考えております。以上でございます。

(会長)

具体的な施策に関する子ども・若者委員会みたいなものを立ち上げられそうな子どもたちに近い具体的な課題があれば、再考していただいても良いかと思えます。ありがとうございます。

(委員)

個人的に思ったことをお話ししても良いでしょうか。目標4の施策9から施策12にヤングケアラーについて一言も触れていないと思いました。国も今年、子ども・若者育成支援推進法の改正でヤングケアラーを定義され、おおむね30歳未満の者に切れ目なく支援を続けることを明確にしたということです。そういうことに考えると、福岡市だけでなく全国的に問題になっているヤングケアラーについて載っていないのは、どうなのかなと思いました。

(会長)

ヤングケアラーについても、カタカナでよく分からないという人も多いと思いますが、いわゆる日本の伝統的な家族感と相容れない部分が出てきて、大きく舵を切られているのかなと思いますが、ちなみに福岡市内にヤングケアラーはどれくらいいるんですか。

(事務局)

こども家庭課長でございます。

正確な人数は把握しておりません。福岡市では令和3年度にヤングケアラーの相談窓口を設置しておりまして、相談受付やヘルパー派遣事業といった支援を進めているところでございます。

先ほど委員からお話がありました、子ども・若者育成支援推進法に明記されまして、ヤングケアラーは、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」と定義されております。国から支援メニューも示されておりまして、福岡市としては令和3年度から支援に取り組んでいるところでございます。

先ほど施策にヤングケアラーの掲載がないというお話がございましたが、施策11の施策の方向性では、ヤングケアラー支援を明記させていただいておりまして、福岡市としてもしっかり取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

(会長)

ありがとうございます。自分がヤングケアラーに該当すると思っていない人も恐らく沢山いらっしゃるんじゃないでしょうか。また、以前と違って、人々が長生きできるようになって、認知症を患ったりするご家族もいる中で、在宅で生活されているところは、ちょっと見てきてとか、それを超えて、いろいろなところがありますかね。過度にということはどう判断するかということが、子どもたちであれば学校に行けてないとか、学業に支障が生じるとかあるでしょうけど、先ほど井藤委員がおっしゃったように、30歳ぐらいまでの青年層も入れると、過度に介護や援助しているところをどう判断するか本当に難しい話だと思いますけれど、よろしく申し上げます。ありがとうございます。

(副会長)

今、説明いただいた施策 11 の「様々な環境」というのは、ひとり親家庭、ヤングケアラーの他にどういった属性の子どもが含まれるものなのか、教えてください。

(事務局)

こども政策課長でございます。

施策 11 を含む目標 4 は、基本的に専門委員会③でご審議いただいている内容ですので、本日は詳細を載せておりませんが、「様々な環境」には、ひとり親家庭やヤングケアラーのほかに、例えば外国にルーツを持つ子ども、性的マイノリティの子どもなどを意識しております。以上でございます。

(会長)

はい、ありがとうございます。様々ということで、どんどん広がっていくでしょうね。そのほう何かございますでしょうか。

(委員)

違う話題で恐縮ですが、基本的視点の視点 5 の「市民や事業者、地域、学校など、あらゆる主体と連携し」の部分ですが、これは市がそれぞれと連携するということなのかということが 1 点目です。

2 点目は、今日は NPO 法人からも来られていますけれども、地域でも事業者でもないかたちで昔から NPO 法人は第 3 の重要な役割を担っていて、それが「など」で括られるということはどうかなと思います。事業者は割と利益重視のイメージがありますが、今、特に若い方が社会課題解決型の企業や NPO 法人を立ち上げているとパターンも非常に多くて、利益追求だけでなく、いかに社会に貢献しているかという視点で収入に関係なく選ばれることが多いので、表現に少し工夫が必要なのではないかと思います。

(事務局)

こども政策課長でございます。

基本的に行政のみが主語とは認識しておりませんで、市民や事業者、地域、学校、行政も含め、それぞれの主体が主語になる想定をおりますので、「連携し」という表現が少し分かりづらかったかと思いますので、再考させていただきたいと思います。

NPO について現計画の 3 ページに事業者とその説明がございまして、そこに NPO 法人を明記しているところですが、分かりやすい表現を検討したいと考えております。以上でございます。

(委員)

表現を再考いただけたらというのが希望でございます。一般的なイメージと定義があえて必要な言葉って少し違うと思うので、何なら全部書いてとってしまいます。

同じく表現について、「アドボカシー」は日本語で端的に言うとなにかにかについても恐らく定義が必要で、施策3の「プレコンセプションケア」にも注釈が必要になると思いますが、注釈でというよりも市民が読んで分かりやすい言葉で、例えば括弧書きで入れるとか、日本語で表現するといった工夫をしていただけるとよいと思います。

(会長)

事業者という言葉に加えて何か案はありますか

(委員)

NPO 法人です。商工会議所でも企業というと法人をイメージするので、我々も会員事業者と言いまして、その中に個人事業主が含まれている。NPO 法人も事業者の中に位置付けているということは分かりますが、一般市民が読んで説明が必要になる言葉はできるだけ避けた方が良いのではないかと思います。なので、私としてははっきり NPO 法人と加えてはいかがかなと思います。

(会長)

分かりました。他の計画や総合計画の文言もチェックして、ご検討いただければと思います。

(副会長)

今の点について、現計画の2ページに「行政だけでなく、地域、市民、学校、事業者、NPO など」と分けて書いてあるところがあって、事業者と NPO を区別して書くことについては、恐らく意識していると思いますので、私も分けた方が読む側は理解しやすいかなと思います。

(会長)

ご検討いただければと思いますし、福岡市内にいろいろな NPO はあるでしょうし、まちづくりに NPO の力をかなり取り入れているということを踏まえて、ご検討いただければと思います。

カタカナ問題ですが、ヤングケアラーもカタカナ問題で、なかなか一般市民からは何これみたいな感じになると思いますが、資料2でいくと、アドボカシーとウェルビーイングでしょうか。実はウェルビーイングは、be が入っているので日本語に訳せません。be はなかなか難しいので、学校の英語の授業でも be 動詞のままで、訳せずにカタカナにもなっていない。ウェルビーイングは幸せみたいなこととか、良いことすべてをのよういろいろな言い方をしますけど、本当を我々は分かっていなくて、日本語に訳せないと言いますか、本質は何だろうと私がかねがね思っているところです。ウェルビーイングはウェルビーイングと書くしかないけど、ただ一般市民は何か分からないという問題はありますが、近頃割と流行っているし、柔らかい感じの言葉でもあるということです。

それから、ライフステージ、プッシュ型、アウトリーチ型、子どもアドボカシーとありますが、

アドボカシーという言葉がよく分からないのですが、日本語にするとしたら何でしょうか。

(副会長)

すでに出ているものでいうと、現計画の99ページに子どもアドボカシーと載っていて、そこはタイトルのアドボカシーの後ろに「権利擁護、意見表明の支援、代弁など」と括弧書きで説明がされています。本来の意味としては非常に広い概念で、子どもの権利を擁護するということを幅広く含む概念です。意見表明支援という子どもの意見の形成や表明を個別に支援するものもあれば、政策形成過程に子どもの意見を反映させるとか参画するといった広い意味も含まれていますし、意見表明というものだけじゃなくて、子どもの権利全般を扱うことがアドボカシーの本来的な概念です。ただ、恐らく「②子どもアドボカシーの推進」は、子どもの権利の尊重という話は他に出ていますし、意見表明支援にかなり軸足を置いたものを意識されているのではないかという気はしますので、この子どもアドボカシーについては、「意見表明支援」という日本語に入れ替えても意味としては問題はないのではないかと。あとは読みやすいかどうかと、実際の計画に説明が入れば分かるということでそれでも良いでしょうし、個人的には子どもアドボカシーという言葉がもっと広がってほしいので、使っていただきたいと思っていますが、さすがにパッと見て分かりにくい方が多いことも分かっておりますので、もし日本語であれば意見表明支援にここは入れ替えても良いのではないかと思います。

(会長)

ありがとうございます。アドボカシーをなぜカタカナのまま運用しているのか、私見を述べさせていただくと、これは宗教用語で、つまり唱導、ある宗教を広めるために人々に唱えて導く人についてアドボカイトという非常に有名な言葉があって、私もその分野の専門家ですが、子どものことをあまり中心に置いていない人々やコミュニティ、あるいは企業があれば、そこに伝えていくということが、子どもの代弁でも意見表明でもあるしということなんです。宗教用語の意味の方が古いのではないかとということもあって、唱導という言葉を入れるわけにもいかないし、アドボカシーというのも難しい言葉でかつあまり日常的に使わないので、できれば日本語で意見表明とか代弁といった表現ができれば良いかと思います。

次がプレコンセプションケアですけれど、これは私も国と直結して関わっているのですが、私からご説明させていただきますと、コンセプションというのは受胎になります。受胎というのは3つぐらいのパートがあって、いわゆる精子と卵子がくっつくこと、それから受精卵が数日後に子宮内膜に着床して妊娠が起動することあたりをコンセプションと言い、正しくはないですが、一言で言えば妊娠と言っても間違いではないため、妊娠前、妊娠前教育、妊娠前ケアになります。これも私見ですけど、恐らく国も受胎前ケアや妊娠前ケアと直訳できるけども、かなりインパクトの強い日本語になって、すべての若い人々に妊娠のためにということをお話すのかということなんです。これはアメリカから出てきた言葉で、より良い妊娠とその結果を得るために、若い頃から何をしたら良いのかといった内容で、今のように多様な生き方を選ぶ時代では、日本語に直訳するとインパクトが大きいですということで、分からない人は多いでしょうけどプレコンセプションケアのままという状況だと

思います。

ちなみに学校教育にも入っていて、前回の専門委員会で述べさせていただいたと思いますが、高校では、受精、妊娠、出産に年齢や生活習慣が関わることを学ぶといったことが指導要領の解説に書かれていて、いわゆるプレコンセプションケアが学べるようになっていきます。

ただ、ちょっと直球すぎる表現ではあって、その人が妊娠しようがしまいが、考えていようがなかろうが、あるいは多様な性でまた違う話ということも含めて、ただ若いうち健康に過ごそうと、ある程度退却したところで、教育や宣伝が行われているということになります。

(委員)

会長がおっしゃるように、カタカナが多いと思いました。私も民生委員として、アドボカシーは勉強させていただきましたから、分かっていたのですが、プレコンセプションケアはまったく分からなくて、調べてきました。調べてきたときに何て書いてあったかという、将来の妊娠を考えながら、女性やカップルが自分たちの生活や健康に向き合うことと書いてありました。こう書いてあれば分かりますが、プレコンセプションケアと書かれたら、初めて聞いた言葉だったので正直分かりませんでした。もうちょっと分かりやすい言葉の方が良いかと思います。

(委員)

ウェルビーイングは、基本計画を見直しされているなかでも使われているので、ここは市のお話なので、注釈で載せてはどうかと思います。

アドボカシーについては、必ずなおしてという意味ではなくて、意図して使っているのであれば括弧書きで現計画のように書くとかいう工夫があって良いのかなど。ウェルビーイングもそうですが、ずっと意図して使っていくと浸透して、その意味が浸透することより啓発の意味があるのであれば、そこはあえてアドボカシーを意見表明と表現するよりも、アドボカシーの後ろに括弧書きで説明を加えた方が良いかと思いますし、同じ意味では、プレコンセプションケアもせめて括弧書きで、最終的に計画になったときは注釈が入るのでしょうけど、私の意見としては、括弧書きで入れてはいかがでしょうかというところでして、別に結論を今出そうと思っているわけではないです。

(事務局)

ご意見ありがとうございます。

横文字が多くて難しいということでございまして、今回は素案としてコンパクトにキーワードをまとめようとした結果、分かりにくい状況になっているのかなと思っておりませんが、今後計画を作り込む中では、より分かりやすいように括弧で表記したり、具体の説明を加えたりなど、工夫していきたいと考えております。

ちなみに、プレコンセプションケアという言葉は、他の専門委員会でそうしたキーワードを使うことについて、ご意見としていただきましたので、入れたという経緯もございます。以上でございます。

(会長)

ありがとうございます。ウェルビーイングは、福岡市の基本計画でも割と出てくる単語ということで、アドボカシーは、子どもの権利擁護の世界では普通に使われているんですけど、市民からすると何ですかみたいなことにはなっていて、プレコンセプションケアは、国が成育基本法（成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律）に基づいて数年に1度定める成育医療等基本方針というものにこの言葉が入っています。国も少子化対策で入れてますが、ただ直訳してしまうと、男と女のカップルが子どもを産むというところの多様性ではない部分の話になりかねないということもあって、すごく反発も大きいだろうということがあるのでしょうか、カタカナのままですけど、読みにくいし、舌噛みそうなのは確かだと思います。

(委員)

違う話で論点がずれてしまうと大変申し訳ありません。目標1の施策1の「子どもの意見表明支援」について、先ほどもお話がありましたが、子どもの意見を聴いて施策に反映するということはすごく大切なことで、すごく素晴らしいことだと思いますが、我々もよくアンケートを実施していて、なかなか本音で答えてくれないという一面がありまして、その背景の1点に、何を言っても変わらないといった諦めがあるのと、もう1点が、こんなこと言っちゃいけないといった心理的安全性が確保されていなくて言うと怒られるみたいなじゃないですけど、そういった面も非常に大きくて、なかなか本音が聴けない部分があるのかと思います。

意見を聴くことに関連しては、ぜひ環境にも配慮していただいて、何でも言って良いんだよというような部分をぜひ合わせて検討いただければと思いますので、意見として。

(会長)

はい、ありがとうございます。そのほか、よろしいでしょうか。

いろいろなご意見をいただきました。この専門委員会ならではのご意見の数々だったと思います。他の専門委員会が出てきている意見等もありますので、それも総合的に勘案していただければと思います。

それから、すごく重要なことを皆さんに聞いていただきたいのですが、福岡市が市民に寄り添ったメニューを作れば作るほど、市民からは使いづらくなります。ちょっと矛盾した状況が生じることがたぶん多くて、子どもや子育てしている親が自分の問題について、どこに相談することで、どんなメニューを利用できるのかということは、市民が初見では分からないという状況が、豊かで具体的な施策があればあるほど起こることになると思います。

そこで、冒頭の委員のご発言にもありましたけど、福岡市は情報推進産業の集積しているところで、かつ今後もそういうところを含めて生きていくということもありますので、AIやITという単語で包括できるか分かりませんが、曖昧なまま、漠とした感覚で「こういう感じだけどどうしたら良いでしょうか」という市民の声に対してAIやIT技術で、寄り添ったガイドみたいなことができる先端のシステムみたいなものがあると良いと思います。

例えば、赤ちゃんがおっぱいをなかなか飲んでくれないし、自分はママ友いなくて塞ぎ込みがちで、どこに行けば仲間に出会えるんでしょうかとか、いろんなことが難しくとか。私たちもそうですけど、こういう世代は、恐らく複合的な課題を抱えていて、どれかの事業に1対1で結びつくだけではないと思うので、情報推進産業の集積地として、何らかの全国に先駆けたプログラムに予算要求して作っていただければと思います。

私も、パソコンのソフトウェアを使うために登録の電話を一昨日したら、すべてAIが対応しました。最初から最後まで合成音声で昔だったら、「なんて失礼な」と電話を叩き切ったところでしょうけど、今は、そういうことにどんどんと人々が慣れていくと思うので、ただ、福岡市としては、あるところからはリアルな人が寄り添って、相談に対応してくれるようなことをしていただければと思いますが、もし余裕がありましたら、ぜひご検討いただければと思います。

学校現場では、こんな悩みがあるんだってタブレットに言えば、タブレットがいろんな解決策を導いてくれるといったことをやっていますよね。

(事務局)

小学校教育課長でございます。

AIが答えてくれるというわけではありませんが、一人に一台配布しておりますタブレット端末のアプリがございまして、チャットや対面で悩みを相談できる仕組みがございます。

(会長)

今後はAIが欠かせなくなるので、ぜひAIを活用した寄り添う支援みたいな、ちょっと矛盾しているように思うんですけど、ご検討いただければと思います。私から最後に私見を述べさせていただきます。ありがとうございます。

では、この素案に基づいて、各専門委員会や皆様方のご意見も含めながら、すすめていただくということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

はい、ありがとうございます。以上で、私に任された議題は終了しました。議題以外に何かありますでしょうか。よろしいでしょうか。では、本日はこれで終わりたいと思います。皆様ありがとうございました。事務局、お願いします。

閉会

(事務局)

会長、副会長並びに委員の皆様、本日は熱心にご議論をいただきまして、誠にありがとうございました。

それでは最後に、事務連絡でございます。まず、今後の進め方でございますが、第1回専門委員会でご説明のとおり、専門委員会は本日の第3回をもって、一旦終了とさせていただきます。今後は8月29日に予定しております、こども・子育て審議会総会において、他の専門委員会の内容も含めた素案全体をお示しいたしますので、改めましてご審議をお願いいたします。

それから、本日の会議につきましては、会議録を作成し、公表することとなっております。会議録の内容を事前にご確認いただくため、後日、事務局よりメールまたは郵便でお送りしますので、ご確認をお願いいたします。

また、本日の審議会の報酬及び旅費のお支払いに関しまして、ご持参いただいた資料の提出がお済みでない方がいらっしゃいましたら、お帰りの際に受付へお願いいたします。また、本日お配りした資料は、ご不要でしたら置いたままお帰りください。

それではこれもちまして、令和6年度 福岡市子ども・子育て審議会 第3回専門委員会を終了いたします。本日はありがとうございました。

閉 会